

タックスヘイブン地域の歴史と現状

—ケイマン諸島を中心に—

西山 茂*

History and present situation of Tax Heaven Region

Focusing on Cayman Islands

Shigeru Nishiyama

Abstract

This article summarizes the history and present situation of the Cayman Islands, a renowned Tax Haven. The Cayman Islands are located in the West Caribbean Sea and are a British Overseas Territory that has a small population and limited area. With no prior special industry, they have however realized excellent economic development with mainly the financial service and tourism industries, through cooperation with professional expatriates, creating a unique legal system based on English common law and an indirect tax system, corresponding to the external environment. Their history is one of the economic development models for small countries or limited areas, and it provides some advantages for other countries. However, it is important for them to answer the global trend of tightening of regulations and change of the environment, in order to maintain a higher level of economic development.

要 約

本論文は、タックスヘイブンの1つとして有名なケイマン諸島の歴史と現状についてまとめたものである。ケイマン諸島は、西カリブ海にある人口も少なく面積も狭い英国の管轄地である。もともと特別な産業もない地域であったが、外国籍の専門家と協力し、英国の法制度をベースにした独自の法制度と間接税に依存した仕組みを作り上げ、外部の環境にも対応しながら、金融サービス産業と観光産業を中心に大きな経済発展を実現した。ケイマン諸島の歴史は小さい国や地域の経済発展の1つのモデルとも考えられ、またその仕組みは他の国々にも一定のメリットを与えている。しかし、今後も経済発展を継続していくためには、世界的な規制強化などの要求や環境変化に対応していくことが重要だと考えられる。

1 はじめに

アップルやグーグル、またアマゾンなどの米国企業が、いわゆるタックスヘイブン（租税回避地）を使って大規模な節税を行っていることが話題になっている¹⁾。このような動きが注目されている背景と

* 早稲田大学大学院商学研究科 教授

して、金融危機以降の世界的な不況の中で、各国での税収確保の必要性が増加したこと、またタックスヘイブン等を利用した投資資金が金融危機を増幅させたと考えられていることなどが指摘されている。実際に2009年4月1日～2日にかけてロンドンで開催された第2回金融・世界経済に関する首脳会議（G20ロンドン・サミット）の首脳声明及び金融システムの強化に関する宣言において、国際的に合意された租税の基準を満たしていない国・地域に対する監視を強化することが挙げられている²⁾。

このような流れの中で、2009年4月2日にOECDは「国際的に合意された租税の基準の実施状況についての進捗報告書」を公表し、その中で、82の国及び地域を「国際的に合意された租税の基準を実施している国・地域」（ホワイトリスト）、「国際的に合意された租税の基準の実施を約束したが、まだ実施されていない国・地域」（グレーリスト）、「国際的に合意された租税の基準に非協力的な国・地域」（ブラックリスト）の3つに分類している³⁾。また、そのうち租税情報の交換に非協力的と評価された国・地域に対しては、前述のG20の首脳声明の中で、対抗措置を策定することが表明されている。

さらにOECDは、G20の支持も受けて、2013年2月に、「税源浸食と利益移転への対応（Addressing Base Erosion and Profit Shifting）」と題する報告書を公表し、税源浸食が多くで税収、徴税権、税の公平性に重大なリスクをもたらすこと、重大な税源浸食が利益移転であること、また税源浸食の機会とその懸念への対応などを明らかにした。また2013年7月には、「税源浸食と利益移転、行動計画（Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting, BEPS 行動計画）」⁴⁾を公表し、BEPS対策措置を実現するための体制整備を進めている。

このように、世界的にタックスヘイブンを取り巻く状況は徐々に厳しくなりつつある印象であるが、従来からタックスヘイブンとされてきた国・地域の歴史と現状はどのようなものなのだろうか。タックスヘイブンとしては、通常スイス、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン、シンガポールなどの国家や、香港、英領バージン諸島（以下、BVI）、ケイマン諸島、バミューダ諸島などが挙げられることが多いが、今回は、日本でも話題になることが多いケイマン諸島に的を絞り、その歴史と現状について、文献研究と関係者に対するインタビュー⁵⁾をもとにまとめていく。

2 タックス・ヘイブンの定義

タックスヘイブンには、必ずしも一般的に共有されているような明確な定義はなく、これまでいろいろな組織や個人がそれぞれ違った基準や具体的な国や地域を挙げて定義を行ってきた。

まずOECDは、1998年に公表したHarmful Tax Competition An Emerging Global Issueの中で、タックスヘイブンと認定するための要件として以下の4点を挙げ、①に該当し、かつ②～④のいずれかに該当する場合にタックスヘイブンと判定するとしている。

- ①所得に対する税金が全くないか、名目的な課税しかないこと
- ②厳格な秘密保護法などがあり、他の国と効果的な情報交換をしていないこと
- ③税制や税の管理監督において透明性が欠如していること
- ④誘致する投資や取引について、実質的な活動を行うことを要求していないこと

なお、その後2001年の報告書の中で、単に軽課税国といっても課税対象を広げて税率を下げるという

た税制は各国の主権行為なので、①の要件は外すべきだと判断し、②と③の要件のみを残している。つまり、OECDでは、タックスヘイブンを、透明性が欠如して情報交換が欠如している国・地域、と定義しており、これが国際的には一般的な定義の1つと考えられている⁶⁾。

次に、日本のタックスヘイブン対策税制（外国子会社合算税制）では、法人の所得に課される税金がないか、所得に対する税金の比率が20%以下⁷⁾の場合を、タックスヘイブン税制の対象としており、所得に対する税率を基準にタックスヘイブンを定義している。

また、高藤（2010）は、タックス・ヘイブンについて統一的な定義は無いと述べたうえで、一般的には税金の無い国・地域又は著しく低い国・地域と定義し、そのような国・地域はその税制を利用した国際的な脱税や租税回避行為の温床となっていると指摘している。

さらに具体的な国ないし地域を挙げてタックスヘイブンを定義するケースもある。2009年3月に米国民主党が提案したタックスヘイブン乱用禁止法案（The Stop Tax Haven Abuse Act）の中では、タックスヘイブンの第一次リスト（Initial list）として34の国・地域が指定されている。また、Hines（2004）は、1929年設立の民間・非営利・独立系調査機関であるNBER（National Bureau of Economic Research）のワーキングペーパーの中で、33の国・地域をタックスヘイブンとして挙げている⁸⁾。

このように、タックスヘイブンについての定義は必ずしも明確に定まっているということとはできない。しかし、一般に所得に対する税金がないか、あるいは税率が非常に低く、税制の透明度が低く、他の国・地域との情報交換が欠如している国・地域ということができそうである。なお、本論文が対象とするケイマン諸島は、一定の情報交換に取り組んでいると考えられるものの、後述するように所得に対する税金がなく、タックスヘイブンの一定の条件を満たしていると考えられる。

3 ケイマン⁹⁾ 諸島の概要と歴史

（1）ケイマン諸島の概要

ケイマン諸島は英国海外領（British Overseas Territory）の1つであり、英国の一部ではないが、英国の統治下にある。住民の代表からなる議会が立法を行ない、英国女王が元首ではあるが、女王に任命された総督（Governor）が行政を担当している。ケイマン諸島は、米国フロリダ州の南方の西カリブ海にあるグランドケイマン島、ケイマンブラック島、リトルケイマン島の3つからなっており、全島で面積は264km²と東京23区の約43%の広さである。緯度はハワイとほぼ同じで、気候的には熱帯に属している。首都は3つの島の中で最も大きいグランドケイマン島にあるジョージタウンであり、2013年の年末時点で人口は55,691人、一人当たりのGDPはUS\$47,415である¹⁰⁾。通貨は、Cayman Islands Dollarであり、1974年から1.2 US \$ = 1 Cayman Islands Dollarという交換レートでUS \$とリンクしている。主要産業は金融サービス産業と観光産業¹¹⁾であり、GDPに占める比率は概ね金融サービス産業が50～60%、観光産業が20%程度となっている¹²⁾。

（2）ケイマン諸島の歴史

この箇所は、主に Craton et al（2003）、Freyer and Morriss（2013）、Cayman Government のホー

ムページにある History & Significant Days の3つの資料をもとにまとめている¹³⁾。各年代及び内容とそれぞれの参考資料との関係は図表 1 に記載したとおりである。また、図の○印は参考にした箇所を意味している。

図表 1 ケイマン諸島の歴史における各年代及び主な内容の参考元

	時 期								主な内容		
	19世紀 まで	20世紀 前半	50年代	60年代	70年代	80年代	90年代	00年～	金融 産業	観光 産業	イン フラ 整備
Craton et al		○	○	○	○	○	○		○	○	○
Freyer & Morriss		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Cayman Government ホームページ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(著者作成)

① コロンブスによる発見から19世紀まで

ケイマン諸島は1503年にコロンブスの最後となる第4回目の航海によって発見された。当初スペイン領であったが、1655年にイギリス海軍が当時スペイン領であったジャマイカを獲得したことに伴い、1670年のマドリッド条約で、ジャマイカとともにイギリス領となった。その後、海賊に侵入されたり彼らの隠れ家にもなったこともあったが、記録によると1734年には永久入植者が居住するようになった。18世紀後半時点の人口は約400人（大英帝国海軍の1773年時点の調査）であり、当時の主たる産業は、綿、亀、材木などのジャマイカへの輸出であった。19世紀前半時点には人口は約2,000人に増加した。

② 20世紀前半

英国の植民地であるジャマイカの管轄下の地域として位置付けられており、まだ産業や経済発展に必要なインフラはほとんどなかった。また、数少ない会社もジャマイカの法律に基づいて設立されており、弁護士もいなかった。主な経済活動は亀や魚の漁と小さな船の建造、漁業用のわらのロープ作りなどで、成人男性の多くは米国などの商船の船員として出稼ぎにいき、その仕送りで生計を立てている住民が多かった。そのため、個人および会社が所得税、財産税、その他の直接税を支払うような仕組みはなく、植民地政府は、輸入関税、収集家に対する郵便切手の販売、間接税などで収入を得ていた。ただ、他のカリブ海地域の植民地とは違って、人種や階級による対立などはなかった。

③ 1950年代

産業はまだ発展前であったが、いくつかの萌芽が出始めた。まず金融サービス産業については、1953年にケイマン諸島初の商業銀行の支店としてパークレーズ銀行が開設された。ただ、当時の業務の中心は船乗りの送金業務であった。また、観光産業についても、40年代末時点でグランドケイマンに2か所しかなかったホテルなどの宿泊施設が、1960年時点には全島で9カ所、合計で約300室まで増加した。

しかし、大量の蚊の問題や水や電気の不安定さ、またサービスの低さ、さらに新聞やラジオ局、レストランがないことなどから、稼働率は低い状態が続いていた。

またこの時期に、いくつかのインフラの整備も始まった。1つは航空サービスで、退役軍人の尽力などによって、1940年代終わりから水上飛行機で米国やジャマイカとの定期便が開設され、1952年にグランドケイマン島に現在の Owen Roberts 空港、その後ケイマンブラック島にも空港が完成し、カリブ海地域、中米、米国との定期便と、諸島内の定期便が開設された。2つめは、大量発生していた蚊への対策であり、2回に分けて行われた殺虫剤を使った駆除作業の結果、ある程度の効果を上げることができた。

④ 1960年代

1960年に英国の法律をベースにして Company Law が作られ、ケイマンの法律で会社の設立ができるようになった。既にあったジャマイカ法での会社は新しい法律のもとで再登録され、会社の登録料が政府の収入として加わった。また、1962年にジャマイカが独立国家となったが、ケイマンは英国の管轄地域として継続することを選択し、当面、法律と通貨はジャマイカのものを使うこととなった。1967年には Banks and Trust Companies Law が制定され、Bank と Trust Company を、諸島内の業務を行う Category A とオフショア（諸島外）の業務を行う Category B とに区分し、Category A を厳しく規制する一方で、Category B の設立要件と規制は緩やかにした。これによって Category B が徐々に増加し、その毎年の手数料が政府収入として加わることとなった。さらに、1967年から68年にかけて、近隣の金融センターの1つであったバハマで住民の対立による混乱が発生し、多くの金融関係者がケイマンに移転してきた。

このような中で、金融サービス産業を中心に経済発展がはじまった。1963年にロイヤルバンクオブカナダが、2つ目の銀行としてグランドケイマンに支店を開設し、1964年にパークレズ銀行がケイマンブラック島に支店を開設した。1960年代後半になると、オフショア業務を目的とする Category B の認可、バハマからの金融関係者の移転、さらに海外での US\$ 取引であるユーロダラーに関する業務の拡大によって、金融サービス産業が本格的に発展しはじめた。一方で、観光産業については、観光客を増やすためにマイアミへのオフィス設置などの努力をしたが、宿泊施設は12までしか増えず、また合計の部屋数は約300室に止まっていた。

一方で、インフラについても進展があった。まず航空サービスについてはリトルケイマン島にも空港が作られ、諸島内の移動が便利になると同時に、1968年に既存航空会社の組織変更によって、ケイマン政府が51%を出資し、現在の Cayman Airways の母体となる Cayman Island Airways が作られた。また、蚊の問題についても、1966年に政府内に研究管理部門が作られ、外部の専門家の支援なども得ながらケイマン全島において本格的な駆除を行なうことで、かなりの成果を生み出した。さらに、遠距離通信も英国の Cables & Wireless が1967年にサービスを開始し、国際テレックスサービスも1969年に開始された。

⑤ 1970年代

世界的な固定相場制の終了の流れに合わせて、為替管理を撤廃すると同時に、1972年に英国ポンドとリンクした独自通貨であるケイマンドルを設定し、1974年にはUS\$とリンクさせることにした。また、1972年に、海外企業に対して免許法制に従うことを求め、就業目的の移民に対して厳格な条件を課す Caymanian Protection Law を制定した。1974年にバハマから移転してきた金融関係者の銀行であるインターバンクがいくつかの問題を抱えて破綻するという事件が発生し、銀行のチェック体制の甘さが指摘されたため、銀行検査の仕組みが作られた。さらに1976年には、米国当局からの銀行の顧客に対する情報提供の要求に対応して、それを規制する Confidential Relationship (Preservation) Law を制定した。この法律は米国や OECD から批判を受けることになったが、一方でこの法律あたりから、法律の作成と制定にあたって、ケイマン人と外国籍の専門家、またケイマン政府とが協力する体制が出来上がっていった。また、1976年には、ケイマン政府の収入の増加に伴って、英国からの開発援助が終了し、さらに、1979年には、キャプティブ保険を積極的に誘致していたバミューダ諸島が消極的であった医療過誤保険を誘致する目的で、Insurance Law を制定した。また、この時期、他のいくつかのカリブ海の国々では人種間対立による混乱が発生していたが、ケイマン諸島は、政治的社会的に安定した状態が続いていた。

また経済発展も本格化してきた。金融サービス産業は、ケイマン諸島の政治的社会的な安定性を背景に発展が継続した。観光産業も空路の充実と蚊の駆除がほぼ達成されたことを背景に順調に拡大し、宿泊施設も70年代末には、16か所、合計約650室までに増加した。また、70年代後半には米国などからクルーズ（客船）で来る観光客が増え始めた。

インフラの整備もかなり進展した。航空サービスは1977年に Cayman Island Airways がケイマン政府の100%子会社になり、Robert Owen 空港の発着便や利用者数も順調に増加した。また、土地の登記システムも整備され、土地取引に対する印紙税（Stamp Duty）が政府収入として加わった。

⑥ 1980年代

法律の手直しによって進出企業のベースが増加し、また船舶の登録なども増加した。また、大型タンカーの停泊地としてケイマンブラック島が使われるようになり、経済発展が他の島にも波及することになった。1986年に、米国からの要請もあり、マネーロンダリングなどの違法取引の監視のための合意書である Mutual Legal Assistance Treaty (MLAT) が米国、英国との間で締結された。

経済発展も継続した。まず金融サービス産業については、MLAT の締結といった環境変化はあったが、登録企業数やキャプティブ保険は増加していった。また、観光産業についても、ケイマン諸島随一のビーチであるセブンマイルビーチを中心に開発が継続し、本格的な高級ホテルができるとともに、1984年には最初のゴルフ場も出来上がった。また、観光客も、金融関係者のケイマン訪問との相乗効果もあり、増加していった。

⑦ 1990年代¹⁴⁾

1990年に Mutual Fund Law が制定され、Mutual Fund が数多く作られるようになり、政府の手数料収入の増加につながっていった。一方で、1991年にケイマン諸島をマネーロンダリングの拠点のように描いたベストセラー小説である、ジョングリシャム著、The Firm（日本語名：法律事務所）が出版され、悪いイメージが広がることとなった。また、マネーロンダリングなどの違法行為に対する世界的な懸念が高まる中で、1996年にケイマン諸島における金融規制当局としてCIMA（Cayman Island Monetary Authority）を設立し、金融関係企業などに対するオンサイトの調査を開始した。

一方で経済発展は継続した。まず金融サービス産業については、銀行、会社、キャプティブ保険などの登録数は引き続き増加し、90年代半ばからはファンドを使った証券化が活発化した。また観光産業についても、セブンマイルビーチを中心に開発が進み、ケイマンブラック島にも高級ホテルが作られた。さらに、1日に5隻の客船が到着することもあるなど、船で来る観光客の数が飛行機で来る観光客の数を上回るようになった。

インフラ整備についても、航空サービスについては、Cayman Airways と海外航空会社を含め、直便のある都市の数も増え、発着便や乗客がさらに増加するとともに、チャーター便やプライベートジェットの発着も増えていった。蚊の問題も、観光およびビジネスエリアでは完全に駆除が終了し、遠距離通信も、1996年にグランドケイマン、ケイマンブラック、ジャマイカとの間で光ファイバーが敷設されるなど、さらに充実することになった。

⑧ 2000年以降

2000年に、マネーロンダリングなどの不法行為に各国政府が協力して対応する組織であるFATF（Financial Action Task Force）が、ケイマン諸島を Non-compliant（非協力的）ということで、ブラックリストに掲載した。ケイマン政府は民間とも協力し、米国当局からアドバイスも受け、すぐにCIMAに対してFATFの要求に従い国際的に協力するための拡大した権限を与える法律を通過させるなどの対応策を実行した。その結果、2001年にFATFはケイマン諸島をブラックリストから外した。

2004年9月に、巨大ハリケーンであるIvanがケイマン諸島の近くを通過し、大きな被害が発生した。これによって観光産業は一時的に大きな影響を受けたが、金融サービス産業は、各金融関係企業が事前に海外へ業務をシフトさせることなどによって対応することでほとんど影響を受けず、登録会社数も増加した。ケイマン諸島の人口も、避難によって一時的に減少したが、2005年には回復した。

2007年になると、世界的な金融危機の影響が始め、金融サービス産業と観光産業からの政府収入が減少し、財政赤字に陥った¹⁵⁾。これによって、英国から予算についての承認が必要となり、ケイマン政府の自立性が縮小されることとなった。その後2009年に、英国当局からのアドバイスもあり、実態を調査し対応策を検討するために3名のコミッション（ミラーコミッション）が選ばれ調査が開始された。2010年2月に最終レポートが提出され、その中で、ケイマン政府が財政赤字状態に陥っていること、代替的な収入はほとんどなく、財政の再構築と歳出カットが必要であること、ただ、収入を増やすために直接税を課すことには反対であること、といった報告が行われた。しかし、予算カットに対する住民の

反発もあり、本格的な財政の再構築や歳出カットは実行されず、その後、赤字予算の承認について英国との厳しい交渉が必要となった。しかし、2013年には政府収入の増加と支出の減少もあり、財政黒字に転換し、経済的にもかなり回復しつつある¹⁶⁾。

(3) 小括

ケイマン諸島は自立性を持った英国管轄地の1つで、人口、広さともに非常に小さい地域であるが、金融サービス産業と観光産業によって一人当たりのGDPはかなり高水準にある。また、その歴史を見ても、60年代の後半頃から金融サービス産業と観光産業を中心に順調な経済発展をしてきている。その様子について研究したMorriss (2013) は、ケイマン諸島の経済発展について、「法律の制定に基づいた経済的戦略によって作られた素晴らしい発展の物語」と述べ、その成功の理由として、①法律や規制の制定に関して、英国政府とケイマン政府、またケイマン人と外国籍の専門家の協力体制をつくったこと、②英国の管轄地として、英国の法制をベースにし、海外からの専門家を歓迎したこと、③成功のもろさを理解し、海外の規制に対する要求などに応えてきていること、という3点を挙げている。この見解には同意するが、さらに、これらの点を戦略的に実行してきたこと、また金融サービス産業についてはバミューダやバハマといったモデルとなる地域が近隣にあったこと、さらにそのベースとして社会的政治的な安定性が確保されていたことも追加の理由として挙げられそうである。なお、2000年代に入って直面した自然災害や金融危機といった逆境に対しても、大きな影響は受けたものの乗り越えてきている。

4 ケイマン諸島とBVI、バミューダ諸島の税制・会社等の維持コスト・会社法の比較

ケイマン諸島の税制と会社等の維持コスト、さらに会社法について、タックスハイブンとして比較されることが多いBVI、バミューダ諸島と比較しながらまとめていく。

(1) 税制

大手4大会計事務所の1社であるDeloitteの資料によると、2014年5月時点で、ケイマン諸島には、企業及び個人に対する所得税やキャピタルゲイン課税などはなく、付加価値税もない¹⁷⁾。税金としては、不動産登録税（通常は時価の7.5%）と輸入関税のみが課されている。

次に、BVIでは、企業に対する所得税やキャピタルゲイン課税などはなく、付加価値税もない。税金としては、給与をベースに雇用者と被雇用者が支払う給与税（雇用者は給与の2%ないし6%、被雇用者は給与の8%）、社会保障（給与）税（雇用者は4.5%、被雇用者は4%）、固定資産税（年間賃貸料の1.5%）、不動産登録税（12%）が課されている。

さらに、バミューダ諸島では、企業に対する所得税やキャピタルゲイン課税などはなく、付加価値税もない。税金としては、給与をベースに雇用者と被雇用者が支払う給与税（給与の14%、そのうち5.25%は従業員の給与から源泉することが可能）、社会保障（給与）税（毎週従業員一人当たり32.07バミューダ・ドル）、固定資産税、不動産登録税が課されている。

このように、3地域には、いずれも企業に対する所得税・キャピタルゲイン課税、また付加価値税などは存在していない。しかし、それ以外は、ケイマン諸島では、不動産登録税と関税のみとなっているが、BVIとバミューダ諸島では、関税のないものの、不動産登録税に加えて、給与税・社会保障（給与）税・固定資産税が課税されている。このように、3つの地域はいずれも税制上はまさにタックスヘイブンという位置づけではあるが、比較すると、ケイマン諸島の税制が最もシンプルであるといえる。

（2）会社およびファンドの維持コスト¹⁸⁾

ケイマン諸島をはじめとするタックスヘイブン地域では、会社及びファンドなどに対して政府手数料（Government Fee）の支払が求められており、これが各地域の政府収入となっている。

まずケイマン諸島では、免税会社（Exempted Company）については、累積授權資本がUS\$50,000以下の時は年間US\$854、累積授權資本がUS\$50,000を超える場合は\$3,133の政府手数料を支払うこととなっている。また、免許ファンドあるいは登録ファンドとして設定されたパートナーシップ（Limited Partnership）については、年間US\$1,464の政府手数料の支払が求められている。

次にBVIでは、ケイマン諸島の免税会社に対応する商事会社（Business Company）について、授權発行株数が50,000株以下の時は年間US\$350、授權発行株数が50,000株を超える場合はUS\$1,100の政府支払手数料を支払うこととなっている。また、ファンドとして使われるパートナーシップについては、年間US\$500の政府手数料の支払が求められている。

さらにバミューダ諸島では、免税会社（Exempted Company）については、資本金額の大きさに応じた資本手数料を支払うことになっている。その金額は、最低US\$1,995から7段階で徐々に増加し、資本がUS\$500百万を超える場合は\$31,120となる。また、ファンドとして使われる免税パートナーシップ（Exempted Limited Partnership）については、年間US\$2,235の政府手数料の支払が求められている。

比較すると、会社・パートナーシップともにBVIの年間維持コストである政府手数料が最も低くなっており、その次がケイマン諸島、バミューダ諸島という順になっている。

（3）会社法制度¹⁹⁾

オフショア業務を行う会社は、ケイマン諸島とバミューダ諸島では免税会社（Exempted Company）、BVIでは商事会社（Business Company）として位置付けられている。それらに関する各地域の会社法は下記のようになっている。

まず、会社の設立については、ケイマン諸島とBVIでは政府認可の必要はないが、バミューダ諸島では、すべての免税会社はバミューダ金融管理局（Bermuda Monetary Authority）の認可が必要とされている。このように、この点については、バミューダ諸島がやや厳しい法制を設定している。また、3地域のいずれでも、基本定款等を登記官に提出することによって通常は24時間以内という短時間で完了する。また、3地域のいずれでも、それぞれバミューダ諸島内、ケイマン諸島内、BVIの居住者との間で事業を行うことはできないという事業規制がある。次に取締役等については、ケイマン諸島とBVIでは、1名以上の取締役を選任することが必要であるが、それぞれ居住者である必要はなく、法

人も取締役になることができる。なお、BVIでは、認可を受けた登録代理人を常駐させることが求められている。一方でバミューダ諸島では、1名以上の取締役及び秘書役を選任することが必要であり、それには個人・法人のいずれでも就任できることになっている。なお、取締役または秘書役の1名（社）は、居住者であることが求められており、それが難しい場合は、個人または会社を居住代理人とすることが求められている。このように、この点については、ケイマン諸島、BVI、バミューダ諸島の順に規制がやや厳しくなっている。次に株主については、3地域のいずれも株主数は1名以上で、名義株主を認めている。ただ、株主名簿については、ケイマン諸島では登録事務所に保管する必要がなく、公の閲覧に供する必要はないが、BVIでは、登録事務所に保管する必要はあるが、公の閲覧に供する必要はないとしている。一方で、バミューダ諸島においては、常時登録事務所に保管され、投資信託会社以外は、基本的に公の閲覧に供されることとなっている。このように、この点についても、ケイマン諸島、BVI、バミューダ諸島の順に規制がやや厳しくなっている。次に定款については、ケイマン諸島は公の閲覧に供する必要はないとされているが、バミューダ諸島では基本定款のみが、またBVIでは基本定款・通常定款のいずれもが公の閲覧に供されることとされている。この点については、ケイマン諸島、バミューダ諸島、BVIの順に規制がやや厳しくなっており、ケイマン諸島の秘匿性が高くなっている。監査役の選任および監査については、ケイマン諸島とBVIではいずれもその必要はないとされている。一方で、バミューダ諸島では、全株主及び全取締役が合意しない限り、監査役を選任することが求められている。この点は、バミューダ諸島の規制がやや厳しくなっている。株主総会については、ケイマン諸島とBVIでは、年次株主総会の開催の必要はなく、国外での開催を含め開催場所についての制限もない。一方でバミューダ諸島では、開催場所についての制限はないが、株主の決議がない限り暦年に1回の年次株主総会の開催が求められている。この点については、バミューダ諸島の法制がやや厳しくなっている。また、3つの地域のいずれでも、授権株式資本額または発行済株式資本額についての下限はない。

このように、3つの地域の会社法制度を比較するといずれも緩やかではあるものの、最も緩やかであるのがケイマン諸島で、次にBVI、比較的厳しいのがバミューダ諸島と考えることができる。特にケイマン諸島をベースにすると、BVIは取締役等の選任、株主名簿の登録、定款の公開について、またバミューダ諸島は、会社設立における認可、取締役等の選任、株主名簿の登録及び公開、監査役の選任、株主総会の開催についてやや厳しい規制を採用している。特に、ケイマン諸島の会社法は、会社の開示情報が極めて限られており、他と比較すると秘匿性が高い²⁰⁾と考えられている。

（4）小括

これまで見てきたように、税制については、いわゆるタックスヘイブンの1つの条件となる所得税、キャピタルゲイン課税、付加価値税がないという点で3つの地域は共通しており、その中では、ケイマン諸島がややシンプルとなっている。一方で、会社等の維持コストについては、BVI、ケイマン諸島、バミューダ諸島の順に高くなっている。さらに、会社法制度についてはいずれも緩やかではあるものの、中ではケイマン諸島が最も緩やかで秘匿性が高く、次にBVI、バミューダ諸島の順になっている。こ

図表2 2013年のケイマン諸島の会社数、ファンド数、保険ライセンス数
— BVI及びバミューダ諸島と比較しながら —

	免税会社数	ファンド数	オフショア保険ライセンス数
ケイマン諸島	78,070	11,379	761

	商事会社数	ファンド数	キャプティブライセンス数
BVI	459,882	2,238	147

	免税会社数	ファンド数	保険登録者数
バミューダ諸島	13,297	698	1,206

出典：Cayman Islands' Compendium Statistics 2013, BVI Financial Services Commission Statistical Bulletin 2013, Bermuda Registrar of Companies, Bermuda Monetary Authority Analysis of all insurer registered 2013 をもとに筆者作成

のような傾向の中で、図表2にあるように、BVIは会社の維持コストが低いことから、会社の設立数が非常に多くなっており、一方でバミューダ諸島は以前から保険業界の誘致に力を入れてきたために、保険関係の登録が多くなっている。それに対してケイマン諸島はファンドの数が多くなっており、それぞれ3つの地域には特徴がある²¹⁾。ただ、図表2を見ると分かるように、ケイマン諸島は会社数及び保険関係の登録数もそれなりの水準にあり、幅広い金融業務が行われている。

5 ケイマン諸島政府の収入の状況と優位性、直面している課題

(1) ケイマン諸島政府の収入の状況

タックスヘイブンであるケイマン諸島では、所得税、キャピタルゲイン課税、付加価値税がない中で、その政府収入をどのようにして得ているのであろうか。図表3は、ケイマン諸島政府の2013年における政府収入の内訳表である。まず収入合計は約635百万ケイマンドル（US\$=120円で換算すると、約914億円）であり、日本政府の平成26年度予算の公債金（国債など）を除いた租税印紙その他の収入546,323億円と比較すると、約0.167%の水準である。ただ、人口一人当たりで置き直して見ると、ケイマン諸島の住民一人当たりの政府収入は約164万円（US\$=120円で換算）と、日本国民一人当たりの政府収入である約43万円の約4倍となっている。英国の管轄地と国、経済的な基盤と背景、人口構造といった違いもあり、単純に比較はできないが、ケイマン諸島政府はその人口規模から考えるとかなりの収入を得ていることが分かる。その内訳を見ていくと、最も大きいものが輸入関税の約158百万ケイマンドル（全収入の約24.9%）、次が主に金融サービス産業に関係する会社手数料と銀行及び信託ライセンス料の合計約120百万ケイマンドル（全収入の18.9%）、その次は金融サービス産業や観光産業などをはじめとする海外からの労働者に対する労働許可手数料の56百万ケイマンドル（全収入の約8.8%）、さらにその次は観光産業に関係する観光宿泊税と旅行及び客船税の合計約31百万ケイマンドル（全収入の4.9%）となっている。このように、輸入関税と、主に金融サービス産業と観光産業に関係する収入で、全体の57.5%が賄われており、それ以外の収入も土地の取引に関係すると考えられる資産税や自動車税²²⁾、またその他の物品やサービスに対する税金といった間接税となっている。

図表3 ケイマン政府収入の内訳 (2013年)

(単位：千ケイマンドル)

Tax Revenue	税金収入		
Tax on Property	資産税		31,258
Domestic Taxes on Goods & services	物品とサービスに対する国内税		377,272
Company Fee	会社手数料	85,192	
Bank & Trust Licences	銀行及び信託ライセンス料	34,899	
Work Permit Fees	労働許可手数料	56,249	
Tourism Accomodation Taxes	観光宿泊税	15,772	
Motor Vehicle Taxes	自動車税	10,681	
Other	その他	174,479	
Taxes on International Trade and Transactions	国際貿易及び取引税		173,318
Import Duties	輸入関税	158,211	
Travel & Cruise Ship Tax	旅行及び客船税	15,108	
Other Taxes	その他の税金		1,185
Tax Revenue Total	税金収入合計		583,033
Non-Tax Revenue	非税金収入		
Administrative Fees and Charges	管理手数料及び費用		48,919
Fines and Forfeits	罰金		1,626
Other Non-Tax Revenue	その他の非税金収入		1,251
Grants	寄付		415
Non-Tax Revenue Total	非税金収入合計		52,211
Revenue Total	収入合計		635,244

出典：The Cayman Islands' Compendium Statistics 2013 p.133 をもとに筆者作成

これをみると、やはり GDP に占める構成比率が高い金融サービス産業と観光産業に直接的に関係がある政府収入の比率が比較的大きくなっている。ただ、この2つの産業からの間接的な貢献を含めると、さらに大きな比率を占める可能性が高そうである。例えば、政府収入の柱の1つとなっている労働許可手数料についても、金融サービス産業が一定の貢献をしていると考えられる。具体的には、主に金融サービス産業に関係する業務を行っていると考えられる弁護士600名から700名、公認会計士900名から1,000名が、それぞれケイマン諸島で登録し業務を行っており²³⁾、その多くが外国籍で労働許可手数料を支払っていると考えられるが、総人口に対する比率はかなり高くなっている。

なお、このように間接的な税金などによって政府収入を得ていることについて、Cayman Island Government の Ms. Angela Piercy は、インタビューの中で、「米国の IRS (歳入庁) のような組織が必要でコストもかかる所得ベースでの課税に比較して、消費ベースでの課税はコストや手間がかからず効率が良い」と述べ、政府収入の回収効率が間接的な税金を基盤としている理由の1つであると指摘していた。

(2) ケイマン諸島関係者が挙げる金融サービス産業におけるケイマン諸島の優位性

CIMA の Managing Director である Ms. Cindy Scotland は、金融サービス産業を中心としたケイマン諸島の優位性として、タックスニュートラル²⁴⁾ であること、英国の慣習法に基づいたしっかりとした法制度があること、法律・会計などの専門家のサービスが充実していること、国際的な基準へ準拠していること、政治・社会・経済の安定性が高いこと、遠距離通信や交通といった近代的なインフラストラクチャーが整っていること、という6点を挙げている。(Scotland, 2014)

一方で、ケイマン諸島の金融サービス業界のプロモーションを目的とする民間組織である Cayman Finance の CEO である Mr. Gonzalo Jalles は、ケイマン諸島が活力のあるオフショア金融センターの地位を継続できている理由として、英国の慣習法や裁判システムをもとに独立してしっかりとした法律システムがあること、移民政策が過度に厳しくなく海外人材へのアクセスが可能なこと、金融サービス産業に集中し、商品・法制・規制の面で顧客ニーズに機敏に対応していること、規制当局と金融サービス産業の間のコミュニケーションをもとに国際基準の遵守と顧客や産業への配慮をバランスさせるような適切な規制を行っていること、経済活動や成長に影響を与えない消費に対する課税によって十分な政府収入を確保していること、グローバル規制に対応できる予算を確保するだけの規模があること、英国からの制約が有効に機能し格付けが良く財政状態もいいこと、民主主義で政治的に安定していること、米国の主要都市から近く、時差がなく、言語も同じで、文化的にも大きな違いがないこと、自然環境の保護などが過度に厳しくなく国内でも一定の業務ができること、という10点を挙げている。(Jalles, 2014)

これらをまとめると、英国慣習法に基づくしっかりとした法制度、それを支援する専門家をはじめとするサービス基盤、国際基準を意識した適切な規制、整備されたインフラと政治・社会・経済面での安定性といった点が優位性として挙げられそうである。

(3) ケイマン諸島関係者が挙げるケイマン諸島の今後に向けた課題

まず、Cayman Island Government の Ms. Angela Piercy は、インタビューの中で、タックスヘイブンとしてさらにレベルアップすることが必要だと述べたうえで、今後の課題として、マネーロンダリングをはじめとする犯罪への対応、テレビゲームなどで広められている根拠のない悪いイメージの払拭、産業の分散化という3点を挙げている。そのうち産業の分散化の具体的な施策として、インターネット、メディアマーケティング、コモディティ及びデリバティブ、バイオテクノロジー、教育研修などの産業を育てていこうというケイマンエイタープライズシティ計画が掲げられていること、さらに、約2,000床の病院を作り、多くの外科医を集め、海外から患者に来てもらうという Health City Project が2014年2月から開始されていることを挙げている。

次に CIMA の Mr. Langston R. M. は、金融サービス産業の規制当局として、再保険への対応、マネーロンダリングなどの犯罪への対応と、OECD、米国、英国、カリビアン当局からの要求への継続した対応を挙げている。

さらに、Cayman Finance の Mr. Gonzalo Jalles は、金融サービス産業については他の国の法律の変

更などへの対応をしっかりと行なうこと、さらに観光産業については、リゾートという意味では、いいビーチ・天候の良さ・いいホテルがあれば観光客はどこでもいいと考える可能性が高いので、コスト競争力をもつことをそれぞれの課題として挙げていた。

(4) 小括

ケイマン諸島の政府収入は、人口規模から考えてもかなり大きくなっているが、その源泉は金融サービス産業と観光産業という2大産業に関係する間接的な税金であり、そのような間接税に依存した仕組みを採用する理由の1つは収入回収のコストや手間の面での効率性とのことであった。また、金融サービス産業を中心としたケイマン諸島の優位性は、法制度、専門家のサービス基盤、適切な規制、インフラ、政治や社会等の安定性等と考えられている。さらに現地関係者からみた課題としては、金融サービス産業については犯罪に対する対応と海外の法律や規制の変化への対応、観光産業についてはコスト競争力、また、ケイマン諸島全体としてはイメージの改善と産業の分散化が挙げられている。

6 まとめ

本論文では、タックスヘイブンの歴史と現状について、ケイマン諸島を取りあげて検討してきた。ケイマン諸島は、面積も人口も小さくもともと特別な産業もない地域であったが、外国籍の専門家との協力体制を築き、法制をはじめとして英国の仕組みをある程度ベースにしなが、外部環境とその変化を意識し、主に海外の投資家や観光客に対する金融サービス産業と観光産業を中心に順調な経済発展をしてきている。また、1990年代から強まってきた金融サービス産業に対する海外からのさまざまな要求に対しても、業界関係者ともコミュニケーションを取りながら対応している。その結果として、一人当たりのGDPは世界の中でも高い水準にまで上昇し、経済的繁栄を享受することになった。このようなケイマン諸島の歴史と現状は、小さな国や地域が経済発展していくための1つのモデルを表しており、いわゆるタックスヘイブンといわれる他の国及び地域も比較的類似していると考えられる²⁵⁾。しかし、このような仕組みは、国内市場が大きい先進国からの税収、雇用、産業の流失につながる可能性もあり、国家や地域単位で考えると微妙な問題をはらんでいる。これが、昨今のBEPSをはじめとするいろいろな動きの背景にあると考えられる。しかし、Morriss (2013) が、明確ではなく忘れやすいと断った上で述べているように、ケイマン諸島の存在が、例えば、キャプティブ保険会社が、米国における医療関係のコストを下げることに貢献したり、投資ファンド経由の資金が世界の経済発展に向かったり、安定した法制度が、法制度が不十分な国での企業実体を提供する、といったように他の国や地域に対してメリットを与えている面もある²⁶⁾。また、規模や状況はかなり違うが、日本も国内市場が徐々に縮小する傾向の中で、ケイマン諸島の歴史や現状からいくつか学ぶ点もあるように考える。例えば、海外の動きに敏感になり海外から投資や人を呼び込めるように戦略的に仕組みを作り上げ産業を誘致する、間接税の比重を高め税制をシンプルにして徴税の効率を高める、地方分権化などで小さな単位で方向性を考える、といった点である。

しかし、このような仕組みによって経済的な繁栄を継続していくためには、基盤となる産業の顧客がいる国の方針や国際的な規制などの状況や変化に敏感に対応し、他の競合する地域や国との競争に勝ち

残ることが重要だと考えられる。この点について、ケイマン諸島は外部環境やその変化に敏感に対応するとともに、他の競合する可能性がある地域や国と可能な範囲で違った方向性を打ち出してきており、さらに産業を多様化する施策も開始している²⁷⁾。このような状況を今後も継続できるかが、継続的な経済成長のポイントになると考えられる。なお、ケイマン諸島の今後について、Cayman FinanceのMr. Gonzalo Jallesは、BEPSなどの動きはルールにしっかり従えば、かえってチャンスになる可能性もあり、今後も経済発展が継続すれば、現在の約4倍となる人口20万人まで拡大する余地もあるのではないかと述べていた。このように、ケイマン諸島の関係者の中には更なる発展の可能性を肯定する意見もある。

最後に、本研究の限界と今後の課題についてまとめておく。本研究は、文献研究とインタビューによって行ったが、今回対象とした文献及びインタビュー対象者は必ずしも多くはく、特にケイマン諸島で業務を行っている金融サービス産業及び観光産業の従事者とのインタビューは、時間の関係もあり実現しなかった。さらに、質的研究が中心となり統計的な実証研究を行うことができなかった。今後更なる文献研究やインタビュー、また実証研究によって、タックスヘイブンについての研究を継続していきたいと考えている。

注記：

- 1) アップルの節税策については、渡辺(2012)に詳しい。それによると、アップルは、ネバダ州、アイルランド、オランダ、BVIを活用した節税策によって、全世界実効税率を9.8%まで引き下げ、米国における推定節税額は約24億ドルと指摘されている。
- 2) 金融システムの強化に関する宣言(仮訳)(2009年4月2日於ロンドン)の中の「タックスヘイブン及び非協力的な国・地域」のセクションには、我々は、すべての国・地域に対して、健全性、租税、マネーロンダリング、及びテロ資金対策の各分野における国際基準を厳守するよう求める、と記載されている。
- 3) 2009年4月時点では、ブラックリストにはコスタリカ、マレーシア(ラブアン島)、フィリピン、ウルグアイの4つの国・地域、グレーリストには38の国・地域が記載されている。ケイマン諸島、BVI、バミューダ諸島はグレーリストに含まれている。その後、ブラックリストに記載される国・地域はなくなり、また、ケイマン諸島、BVI、バミューダ諸島の3つの地域もホワイトリストに区分が変更されている。
- 4) BEPS行動計画には15の計画が挙げられているが、その中には、電子商取引課税、外国子会社合算税制の課税、無形資産にかかる移転価格税制のガイドラインの策定、タックスプランニングの報告義務などが含まれている。
- 5) 本論文の執筆にあたっては、以下のような方々とのインタビューを行った。①金融の実務家である宮田忍氏(2014年5月20日14時~15時に早稲田大学の西山研究室にて)、②オフショア専門の大手法律事務所であるConyers Dill & Pearman 香港オフィスの外国法弁護士塩川純子氏(2014年6月4日9時半~10時半に同オフィスにて)、③オフショア専門の大手法律事務所であるMaples and Calder 香港オフィスのPartner Ms. Stacey Overholt(2014年6月4日11時~12時に同オフィスにて)、④大手会計事務所Deloitte 香港オフィスTax and Business Advisory ServiceのSenior Manager Mr. Nicolas Malkin(2014年6月4日16時~17時に同オフィスにて)、⑤CIMAのGeneral Council & Deputy Managing Director Legal Division Mr. Langston R. M.およびManaging Director's Office, Public Relations Executive Ms. Sharon Marshall(2014年9月12日9時~10時にCIMA オフィスにて)、⑥Conyers Dill & Pearman ケイマンオフィスのShareholder Mr Kevin ButlerおよびMr Craig Fulton(2014年9月12日11時~12時に同オフィスにて)、⑦Deloitte ケイマンオフィスのChartered Accountant Ms. Odette Samson(2014年9月12日14時~15時に同事務所にて)、⑧Cayman Island Government, Ministry of Finance Financial Services, Head of Communications and Public Affairs Ms. Angela Piercy(2014年9月15日9時~10時にCayman Island Government オフィスにて)、⑨ケイマン諸島の金融サービス産業のプロモーションを目的に作られた民間組織Cayman Finance CEO Mr. Gonzalo Jalles(2014年9月15日13時~14時に同組織オフィスにて)
- 6) このあたりの経緯については、田中(2009)に詳しい。
- 7) 以前は25%以下であったが、平成22年度の税制改正で20%以下に変更された。その結果、その時点で中国、韓国、マレーシア、ベトナムなどがタックスヘイブン税制の対象外となっている。

- 8) このいずれの資料においても、ケイマン諸島とバミューダ諸島はタックスヘイブンとしてリストされており、BVIは民主党提案の法案の中でのみリストされている。
- 9) ケイマン諸島は、最初は島に数多くの亀 (Turtle) がいたことからトートガス (Tortugas) と呼ばれていたが、その後、同じく生息していたワニを意味する現地語であるケイマナス (Caymanas) をもとに、ケイマンという名称に変わったといわれている。
- 10) 人口及び一人当たり GDP はケイマン諸島政府の統計資料による。なお、人口は、17,757人 (1980年末)、26,969人 (1990年末)、40,800人 (2000年末) と基本的に徐々に増加してきたが、57,010人 (2008年末) がピークとなり、その後55,036人 (2010年末) まで若干減少し、最新のデータでは55,691人 (2013年末) となっている。また、2013年末の人口のうち、ケイマン人以外が22,926人と約41%を占め、その年齢構成も25歳から54歳が77.4%を占めており、働き盛りのケイマン人以外の金融サービス産業や観光産業の従事者が数多く居住していることが推測される。さらに、一人当たり GDP は、現在の通貨ベースで、48,744US\$ (2007年) まで基本的に上昇してきたが、その後44,537US\$ (2010年) まで下落し、47,415US\$ (2013年) へと若干上昇している。
- 11) 2013年の船舶入港数は481で、海路による訪問者数は1,376千人、空路による訪問者数は345千人、合計1,721千人であった。日本政府観光局のデータによると、2013年に日本を訪問した外国籍の人の数は10,364千人であり、人口比、面積比等から考えてもケイマンの訪問者数はかなり多いと考えられる。
- 12) 金融サービス産業の実質的な GDP の構成比率について、インタビュー回答者のうち Ms. Angela Piercy は約50%、Mr. Kevin Butler は約60%、Mr. Gonzalo Jalles は約50%でそれと関係が深い専門家のサービスが15%程度ではないか、とそれぞれ述べていた。また観光産業の実質的な構成比率については、Ms. Angela Piercy が20%程度と述べていた。なお、The Cayman Islands' Compendium of Statistics 2013の資料を基に、2013年の GDP の産業別構成比率をみると、金融サービス産業に主に関係すると考えられる金融サービス (36.6%) と専門家及び科学技術活動 (12.1%) の合計で48.7%、観光産業に主に関係すると考えられる宿泊及びレストラン (5%) と物流と保管 (3.4%) の合計で8.4%と、2つの産業の関連で60%弱を占めている。一方で、2012年の産業別従事者の構成比率を同じ区分で集計すると、金融サービス産業に主に関係すると考えられるものの比率が17.9%、観光産業に主に関係すると考えられるものの比率が13.2%と、2つの産業の合計で GDP の構成比率まではいかないものの30%を超えている。またこれらの数字から、金融サービス産業の方が雇用者数構成比率に比較して GDP の構成比率が高く、生産性が高いことが分かる。さらに、これらの数値に他の産業への間接的な貢献まで含めると、インタビューの回答のような比率になると考えられる。
- 13) なお、これ以外に一部5) に記載したインタビューの内容及びその際入手した資料も参考にしている。
- 14) Conyers Dill & Pearman の Mr Kevin Butler は、金融サービス産業は1990年頃からの発展が目覚ましく、法律事務所についても、1990年時点では最も大きな事務所でも所属する弁護士は8名にとどまっていたのが、2014年時点では100名を超える弁護士が所属する事務所も出てきている、と述べていた。
- 15) The Cayman Islands' Compendium of Statistics の資料によると、金融危機によるケイマン諸島の財政赤字は2007年から2012年までの6年間継続したが、2013年には黒字に転換している。
- 16) Deloitte Cayman の Ms Odette Samson はインタビューの際に、金融危機の影響はあったがかなり回復してきていると述べており、Conyers Dill & Pearman の Mr. Kevin Butler もインタビューの際に、金融危機によって証券化ビジネスが10分の1まで減少するなど全体として40%程度仕事が減少したが、その後回復しており、最近ではPEファンドや香港関係の仕事が増加していると述べていた。
- 17) ケイマン諸島では、将来的に所得税が導入されても会社設立から20年間は免税とされている。
- 18) 各地域の政府手数料 (Government Fee) 及び、資本手数料 (Capital Fee) の金額は、2014年6月及び8月に塩川純子氏から入手した Conyers Dill & Pearman の資料をもとにしている。
- 19) この箇所は、(塩川2011a) 及び塩川純子氏のインタビューでの回答、またその際入手した Conyers Dill & Pearman の資料をもとにまとめている。
- 20) Conyers Dill & Pearman の Mr Kevin Butler は、インタビューの中で、ケイマン諸島の会社法の秘匿性の高さは一般に情報が公開されないため競合企業などに情報が流れないという意味であり、弁護士や公認会計士は政府に情報提供を行う義務があるため、それも含めてケイマン政府は情報を把握し、さらに米国、英国などと情報交換をしている、と述べていた。
- 21) このような3つの地域の特徴について、Conyers Dill & Pearman の塩川純子氏、Mr. Kevin Butler、また CIMA の Mr. Langston R. M、Cayman Finance の Mr. Gonzalo Jalles は、記載しているような内容のほぼ同じコメントをしていた。
- 22) Cayman Island Government の Ms. Angela Piercy によると、自動車税は普通の自動車で27%、高級車では55%とのことであった。

- 23) Cayman Finance の Mr. Gonzalo Jalles が、インタビュー時点で確認した結果によると、ケイマン諸島に登録されている弁護士は657名、登録されている公認会計士は954名ということであった。また、Conyers Dill & Pearson の Mr. Kevin Butler によると、弁護士は法体系が類似している英国、カナダ、ニュージーランド、南アフリカ、スコットランドなどの資格保有者が多く、一方で Deloitte Cayman の Ms. Odette Samson によると、公認会計士は英国、南ア、オーストラリア、カナダの資格保有者が多く、いずれも米国の資格保有者はあまりいないとのことであった。
- 24) 直訳すると税金中立性になるが、一般的には、税金の仕組みが企業や個人の行動を変化させたりしないような状態のこと意味することが多い。
- 25) 本論文の中でケイマン諸島の比較対象とした BVI やバミューダ諸島の税制や法制はかなり類似しており、また、スイスの Greater Geneva Berne 地域の経済開発局の Managing Director Mr. Philippe Monnier が、2014年12月の面談の際に、「国内市場が小さな国、例えば欧州ではスイス、オランダ、アイルランドなどは、税制をはじめとする国の制度を含めた仕組みを使いやすくして、企業を引き付けようとしている。」と述べていることから類推できる。
- 26) インタビューの回答者の一人であるデロイト香港オフィスの Mr. Nicolas Malkin は、ケイマン諸島などにファンドが設定されている PE には年金資金が入り込んでいるため、厳しい課税をすると二重課税の問題もあり、その面ではタックスヘイブン地域の実存意義もあるのではないかと、という見解を述べていた。
- 27) 他のタックスヘイブン地域との関係について、CIMA の Mr. Langston R. M は、Friendly Competitive and cooperative, not collaborate (友好的に競争しており、協調はするが共働はしない) と表現していた。また、Cayman Island Government の Ms. Angela Piercy は、「他の国や地域と誘致する産業で競争しようとは思っておらず、ブルーオーシャンをターゲットにしているが、結果として競争している面もある」と述べていた。さらに、Cayman Finance の Mr. Gonzalo Jalles は、他の地域が追いつこうとして法律だけを変更しても、経験のある弁護士をはじめとするソフト的なインフラがなければすぐにはキャッチアップされないため、一定の競争優位性はある、と述べていた。

<参考文献>

- 塩川純子 (2011 a) 「オフショア法律講座 [新連載] ケイマン免税会社・BVI 商事会社」『国際商事法務』Vol.39, No. 2, pp.224-226
- 塩川純子 (2011 b) 「オフショア法律講座 [第2回] 香港オフショア上場 (その1)」『国際商事法務』Vol.39, No. 3, pp.384-386
- 塩川純子 (2011 c) 「オフショア法律講座 [第3回] 香港オフショア上場 (その2)」『国際商事法務』Vol.39, No. 9, pp.1316-1318
- 田中琢二 (2009) 「国際課税の現状と課題 国際税務研究会・特別セミナー (2009年5月28日) II OECD における最近の議論 タックスヘイブンの問題」『月刊国際税務』Vol.29, No. 7, pp.35-41, 税務研究会
- 渡辺久美子 (2012) 「アップルの節税戦略—ニューヨーク・タイムズの記事を読む」『月刊国際税務』Vol.32, No. 7, pp.128-131, 税務研究会
- Bickley, C. (2013) "Bermuda, British Virgin Islands and Cayman Islands company law 4th edition", Sweet & Maxwell
- Conyers Dill & Pearman (2013) 『バミューダ、ケイマン諸島及び英領ヴァージン諸島におけるオフショア会社関連法の比較』Conyers Dill & Pearman
- Craton, M. and the New History Committee (2003), "Founded upon the seas — A history of the Cayman Islands and Their People", Ian Randle Publishers Inc.
- Jalles, G. (2014) Why Cayman to here to stay, "Cayman Funds 2014", Ministry for Financial Service Cayman Islands Government, pp.10-11
- Morris, A. (2013) Creating Cayman: How the Cayman Islands built a financial center "Cayman. The Future of Finance" Cayman Finance, pp.26-29
- Scotland, C. (2014) Keeping Cayman Competitive, "Cayman Funds 2014", Ministry for Financial Service Cayman Islands Government, pp.10-11

WEB 参考文献

- 荒井優美子 (2014) 「今、国際課税に何が起きているのか? (上) BEPS を中心とした租税回避行為への対応」『税

務弘報] 2014年2月号、中央経済社

<http://www.pwc.com/jp/ja/tax-articles/assets/zkh-2014-02.pdf>

外務省 (2009) 「金融システムの強化に関する宣言 (仮訳)」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/fwe_09/sengen_fs.html

財団法人社会安全研究財団 (2010) 「タックスヘイブン諸地域におけるマネー・ロンダリングに関する調査研究報告書」平成22年1月

http://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2012/05/2201001_01.pdf

塩川純子 (2013 a) 「香港におけるケイマン・BVI等オフショア活用法」香港ポスト No.1383, 2013年5月24日

<http://www.hkpost.com.hk/index2.php?id=6166>

塩川純子 (2013 b) 「香港におけるケイマン・BVI等オフショア活用法 (2)」香港ポスト No.1385, 2013年6月21日

<http://www.hkpost.com.hk/index2.php?id=6419>

塩川純子 (2013 c) 「香港におけるケイマン・BVI等オフショア活用法 (3)」香港ポスト No.1387, 2013年7月19日

<http://www.hkpost.com.hk/index2.php?id=6631>

高藤奈央子 (2010) 「タックス・ヘイブンを利用した脱税及び租税回避行為への対策～日・バミューダ租税協定の概要と国会論議～」『立法と調査』No.308, 2010年9月 pp.16-24

http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2010pdf/20100901016.pdf

増井良啓 (2009) 「Heavens in a storm を読む—有害な税の競争をめぐる言説の競争」『租税研究』2009年10月 pp.264-277

<http://www.masui.j.u-tokyo.ac.jp/doc/Soken200910.pdf>

Freyer, T. and Morris, P. A. (2013) "Creating Cayman as an Offshore Financial Center: Structure & Strategy since 1960" Arizona State Law Journal, forthcoming 2013

<http://ssrn.com/abstract=2329827>

Hines, J. R. (2004) "Do Tax Heaven Flourish?" NBER Working Paper No. 10936

<http://www.nber.org/papers/w10936>

Levin, Coleman and Obama (2009) "The Stop Tax Heaven Abuse Act"

http://www.taxjustice.net/cms/upload/pdf/Levin-Coleman-Obama_Offshore_Tax_Bill__2-17-07Final.pdf

Miller, C. J. et al (2010) "Addressing the challenge of fiscal sustainability of the cayman islands Final report of the independent commission February 26, 2010"

<http://www.gov.ky/pls/portal/docs/PAGE/CIGHOME/PRESSROOM/ARCHIVE/201003/MILLERCOMMISSION/CI-FINAL%20REPORT%2002-26-10F-MILLER%20REPORT.PDF>

OECD (1998) "Harmful Tax Competition An Emerging Global Issue"

<http://www.oecd.org/tax/transparency/44430243.pdf>

OECD (2001) "The OECD's project on harmful tax practices: the 2001 progress report"

<http://www.oecd.org/ctp/harmful/2664438.pdf>

OECD (2013) "Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting"

<http://www.oecd.org/ctp/BEPSActionPlan.pdf>

OECD (2013) "Addressing Base Erosion and Profit Shifting"

http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/taxation/addressing-base-erosion-and-profit-shifting_9789264192744-en#page1

WEB 資料

脱税の防止のための情報交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定 2011年2月7日締結

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/sy230207ke_a.pdf

日本政府観光局 2013年 国籍別/目的別 訪日外客数 (確定値)

http://www.jnto.go.jp/jpn/reference/tourism_data/visitor_trends/pdf/tourists_2012.np.pdf

Bermuda Monetary Authority 2013 Annual Report

<http://www.bma.bm/publications/ANNUAL%20REPORTS/Annual%20Report%202013.pdf> 他

Bermuda Registrar of companies

<https://www.roc.gov.bm/roc/rocweb.nsf/pages/statistics>

BVI financial service commissions statistical Bulletin

<http://www.bvifsc.vg/News/tabid/160/articleType/ArticleView/articleId/1171/language/en-US/Q-2009-BVIFSC-Statistical-Bulletin.aspx>

Cayman Government History & Significant Days

http://www.gov.ky/portal/page?_pageid=1142,1481082&_dad=portal&_schema=PORTAL

CIMA annual report 2013

(<http://www.cimoney.com.ky>)

Deloitte International Tax Bermuda Highlights 2014

<http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Tax/dttl-tax-bermudahighlights-2014.pdf>

Deloitte International Tax BVI Highlights 2014

<http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Tax/dttl-tax-britishvirginislandshighlights-2014.pdf>

Deloitte International Tax Cayman Islands Highlights 2014

<http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Tax/dttl-tax-caymanislandshighlights-2014.pdf>

Government of Bermuda Cabinet Office Department of Statistics, Bermuda Digest of Statistics

<http://www.royalgazette.com/assets/pdf/RG1462381122.pdf>

The Cayman Islands' Compendium of Statistics 2013

http://www.eso.ky/UserFiles/right_page_docums/files/uploads/cayman_islands_compendium_of_statistics_-2.pdf